

名桜大学学則

(平成6年4月1日制定)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

第2節 組織

(学群及び学部)

第2条 本学に次の学群及び学部（以下「学部等」という。）を置く。

国際学群

人間健康学部

2 前項の学部等に置く学科等及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は3年次定員とする。

学群・学部	学類・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学群	国際学類	280人	15人	1150人
人間健康学部	スポーツ健康学科	95人	5人	390人
	看護学科	80人	5人	330人
計		455人	25人	1870人

3 前項に規定する国際学群の入学定員中15人は外国人留学生とする。

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(助産学専攻科)

第2条の3 本学に助産学専攻科を置く。

2 助産学専攻科に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3条の2 本学に附属研究所を置く。

2 附属研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第5条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職制に関し必要な事項は、別に定める。

(学長)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。

(副学長)

第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 教育研究審議会及び教授会

(教育研究審議会)

第6条 本学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。

(教授会)

第6条の2 本学の学部等に教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第15条に定めるところにより単位の認定を行う。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 沖縄県慰靈の日 6月23日

(4) 創立記念日 12月21日

- (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
 - (7) 春季休業 3月1日から3月31日まで
- 2 学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。
- 4 休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

- 第10条 本学の修業年限は、4年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

(在学期間)

- 第11条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第23条の規定により入学した者は、4年を超えて在学することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した者は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 教育課程

(教育課程の編成方針)

- 第12条 本学は、学部等及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部等及び学科等ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。

(人材養成の目的)

- 第12条の2 学部等の人材養成の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学群・国際学類

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と国際的な言語文化、情報及び観光分野で活躍できる有為な人材を養成する。

(2) 人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ 看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

(教育研究上の目的)

第12条の3 学部等の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学群・国際学類

地域の自然と文化及び歴史的、地理的、社会的背景を基礎に、グローバル化する国際情勢に対応して、学際的、理論的、実践的及び比較的研究を通じ、その応用を展開する。

(2) 人間健康学部

ア スポーツ健康学科

人間理解、健康理解を基礎として、食生活・栄養、運動・スポーツ、心理、社会福祉、保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」を探求・究明する。

イ 看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推進する。

(授業科目の名称及び単位数等)

第13条 本学における授業科目の名称並びに単位数は別表1から別表4のとおりとする。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

3 外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、別表5のとおりとする。

4 卒業に必要な単位数は、別表6-1及び別表6-2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義又は演習及び実験、実習又は実技の二つ以上の方で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、16時間から45時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(授業日数)

第17条 学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第20条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定

める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 編入学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し60単位以上を修得した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- 2 編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
- 3 編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。
- 4 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要書類を提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。

(転入学)

第24条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 前2項に定めるものほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。

(再入学)

第25条 次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第28条による退学者
 - (2) 第29条第5号、第6号及び第7号の規定により除籍された者
- 2 前項に定めるものほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍、転学部等、転学科及び転学

(休学)

第26条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 5 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 6 第4項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることはできない。
- 7 休学期間は、第10条に規定する修業年限及び第11条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 第26条第4項、第5項及び第6項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (7) 卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第35条により認定された単位は除く。)が16単位未満の者

(転学部等)

第30条 本学の学生で、他の学部等への転出(以下「転学部等」という。)を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部等を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学部等については、別に定める。

(転学科)

第30条の2 本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次に転学科を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。

(転学)

第31条 本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を

得なければならない。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 本学に第10条に規定する修業年限在学し、第13条第4項に規定する単位を修得した者には、学長が卒業を認定する。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項に与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（第39条及び第40条の規定により履修した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の修得)

第35条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、別表7の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表8に掲げるどおりとする。

(学位)

第36条 本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学費

(学費及びその他の納入金)

第37条 本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大學学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第8章 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び聴講生

(研究生)

第38条 本学において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、学長は、当該学部等の教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第39条 本学において、授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部等の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第40条 本学に、官庁、公共団体その他の団体より委託生受け入れの要請があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部等の教授会の議を経て委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(聴講生)

第41条の2 学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生として受け入れることができる。

2 聽講生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第44条 学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があつたときは、学長は、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 寄宿舎

(寄宿舎)

第45条 本学に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成11年3月26日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成12年3月29日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報学科及び観光産業学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
国際学部	国際文化学科	470人	470人	465人
	経営情報学科	470人	470人	465人
	観光産業学科	470人	470人	465人
計		1410人	1410人	1395人

- 3 平成12年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 4 改正後の第37条の3及び別表5の規定は、平成12年4月1日を休学及び入学の始期とする者から適用する。

附 則（平成13年3月28日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年3月29日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年7月31日）

この学則は、平成14年7月31日から施行し、改正後の第37条の2及び第37条の4の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月28日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成16年3月28日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成17年3月29日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成18年3月29日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成19年3月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年3月27日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年11月28日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成22年3月4日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年1月26日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年9月28日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成24年10月24日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成25年10月24日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成26年9月27日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成27年3月28日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国際学部国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年9月27日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年12月21日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成29年9月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成30年3月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。